

三木市地域公共交通会議と三木市地域公共交通 検討協議会の統合について

1 地域公共交通会議と地域公共交通検討協議会の違いについて

項目	地域公共交通会議	地域公共交通 検討協議会
設置根拠 法令	道路運送法	地域公共交通の活性化 及び再生に関する法律
議事事項	適切な乗合運送の形態 並びに運賃及び料金に 関すること	新たな公共交通網を構 築するための計画策定 に関すること
	市町村運営有償運送の 必要性及び旅客から収 受する対価に関する事 項	その他新たな公共交 通網を構築するために必 要な事項
	交通会議の運営方法そ の他交通会議が必要と 認める事項	
委員構成	別紙 2 - 1 参照	

2 統合理由

それぞれの会議を構成する委員において、以前から交通事業者や行政関係の委員については、両会議で同じかたに委員を務めていただくことが多い状況である。

バス路線の見直し等により路線の新設及び休廃止等の承認を地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）において行った後、1，2か月後に地域公共交通検討協議会（以下「検討協議会」という。）に対し計画に基づき行った施策として、同内容を報告することが多く、両会議で同じ委員に対しては、非効率な会議内容となっている。

こうした状況に加え、近年、国において交通に関する協議については、検討協議会における協議を重視しており、各種施策に係る補助金の交付対象事業者も同協議会となっていることから、今後の交通網を検討・協議するに当たり、

事業主体となる検討協議会において、路線の新設及び休廃止等の道路運送法に基づく議事についても協議すべきと考える。

以上のことから、交通会議の機能を検討協議会が担い、会議を一本化する。

3 今後の流れ

今後、検討協議会の委員に対しても同内容について協議を行い、承認いただいた時点で、交通会議は閉会とする。

三木市地域公共交通会議及び三木市地域公共交通検討協議会の構成委員

三木市地域公共交通会議	三木市地域公共交通検討協議会	委員が同じかどうか
市民の代表（三木地区）	市民の代表（三木地区）	○
市民の代表（三木南地区）	市民の代表（三木南地区）	○
市民の代表（別所地区）	市民の代表（別所地区）	○
市民の代表（志染地区）	市民の代表（志染地区）	○
市民の代表（細川地区）	市民の代表（細川地区）	○
市民の代表（口吉川地区）	市民の代表（口吉川地区）	○
市民の代表（緑が丘地区）	市民の代表（緑が丘地区）	○
市民の代表（自由が丘地区）	市民の代表（自由が丘地区）	○
市民の代表（青山地区）	市民の代表（青山地区）	○
市民の代表（吉川地区）	市民の代表（吉川地区）	○
(公社)兵庫県バス協会	—	
神姫バス株式会社	神姫バス株式会社	
神姫ゾーンバス株式会社	神姫ゾーンバス株式会社	○
日本私鉄労働組合総連合会 神姫バス労働組合	—	
国土交通省神戸運輸監理部 兵庫陸運部	国土交通省神戸運輸監理部 兵庫陸運部	○
兵庫県三木警察署交通課	兵庫県三木警察署交通課	○
兵庫県北播磨県民局 加東土木事務所	兵庫県北播磨県民局 加東土木事務所	○
兵庫県北播磨県民局 加東土木事務所道路第2課	—	
三木市都市整備部道路河川課	三木市都市整備部道路河川課	○
三木市都市整備部	三木市都市整備部	○
兵庫県県土整備部県土企画局 交通政策課（オブザーバー）	兵庫県県土整備部県土企画局 交通政策課	○
—	神戸電鉄株式会社	
—	一般社団法人 兵庫県タクシー協会	
—	三木商工会議所	
—	吉川町商工会	
—	北播磨総合医療センター 企業団	
—	国立大学法人神戸大学	
現在、委員が同じかたの数		17名